

参考資料

1

津市男女共同参画審議会委員名簿

	氏 名	所属団体・役職等	選定分野	検討 委員
1	稲垣 裕子	—	公募	
2	鵜飼 みわ	三重県農村女性アドバイザー	その他市長が必要と認める者	○
3	太田 増一	津市自治会連合会 副会長	その他市長が必要と認める者	
4	笠井 瑞穂	津商工会議所女性会 副会長	その他市長が必要と認める者	
5	金児 美和子	津市民生委員児童委員連合会 副会長	その他市長が必要と認める者	
6	佐藤 ゆかり	—	公募	○
7	瀧口 嘉之	三重県環境生活部 次長 (人権・社会参画・生活安全担当)	関係行政機関	○
8	会長 東福寺 一郎	津市立三重短期大学 前学長	学識経験者	○
9	前川 仙	三重労働局雇用環境・均等室 雇用環境改善・均等推進監理官	関係行政機関	
10	副会長 前山 都子	インスピーレマネジメント代表 (人材開発コンサルタント)	その他市長が必要と認める者	○
11	松林 秀典	—	公募	○
12	森本 和秀	連合三重津地域協議会 副議長	その他市長が必要と認める者	

※令和4年4月1日現在

(敬称略)

年 月 日	事 項
令和3年 (2021年) 5月28日	第4次津市男女共同参画基本計画にかかる諮問
6月28日	津市男女共同参画審議会 ・検討委員会の設置について ・第4次津市男女共同参画基本計画策定に向けての男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査について
9月1日～ 9月21日	「男女共同参画に関する市民意識調査及び事業所調査」実施
12月15日	津市男女共同参画審議会 ・第4次津市男女共同参画基本計画策定に向けた市民及び事業所意識調査について
令和4年 (2022年) 1月26日	検討委員会 ・第4次津市男女共同参画基本計画策定に向けた市民意識調査及び事業所調査調査結果報告書について
2月10日	津市男女共同参画審議会 ・第4次津市男女共同参画基本計画策定に向けた市民意識調査及び事業所調査調査結果報告書について
5月20日	津市男女共同参画審議会 ・検討委員会の設置について ・第4次津市男女共同参画基本計画策定について
6月28日	検討委員会 ・第4次津市男女共同参画基本計画(案)について

年 月 日	事 項
8月19日	検討委員会 ・第4次津市男女共同参画基本計画(案)について
9月13日	検討委員会 ・第4次津市男女共同参画基本計画(案)について
10月11日	津市男女共同参画審議会 ・第4次津市男女共同参画基本計画(案)について
11月18日～ 12月19日	パブリックコメント実施
令和5年 (2023年) 1月 19 日	検討委員会 ・第4次津市男女共同参画基本計画(案)について
1月25日	津市男女共同参画審議会 ・第4次津市男女共同参画基本計画(案)について
2月1日	第4次津市男女共同参画基本計画にかかる答申

私たち津市民は、男女がともに、豊かな自然と文化を育み、男女共同参画が推進される魅力あるまち「津」を築くため、次の基本理念に立ち、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 1 男女がともに、それぞれの性と人格を尊重しあい、互いを思いやるまち「津」をめざします。
- 1 男女がともに、一人ひとりの個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画できるまち「津」をめざします。
- 1 男女がともに、一人の人間として自立し、生き生きと暮らせるまち「津」をめざします。
- 1 男女がともに、平和な社会を願い、友情の輪を世界へ広げるまち「津」をめざします。

平成 19 年3月 29 日制定

(平成19年3月30日公布・施行)

男女は、性別にかかわらず「法」の下に平等であり、私たちは、男女が個人として尊重され、自らの意思によって個性豊かで多様な生き方の選択ができるまち「津」づくりに努めていかなければならない。

また、国際化、情報化、少子高齢化など社会の急激な環境変化に対応するためには、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、共に責任を担う男女共同参画社会を実現することが課題となっている。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識など男女共同参画社会の実現を妨げる要因は、いまだ存在している。このことから、男女共同参画社会を実現するためには、社会のあらゆる分野において、本市、住民等及び事業者といったすべての者が積極的に男女共同参画の推進に取り組む必要がある。

ここに、私たちは、当該すべての者が協力・連携して社会のあらゆる分野における男女共同参画を推進し、男女共同参画社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに本市、住民等及び事業者の目指すべき姿及び役割を明らかにするとともに、本市が行う施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 本市の区域内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動に対する相手方の対応によって、相手方に不利益を与え、又は性的な言動により相手方の生活環境を害することをいう。
- (4) ドメスティック・バイオレンス 配偶者や親密な関係にある者に対して身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。
- (5) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に関し、男女間の格差を改善するために必要な範囲内において、男女の

いずれか一方に対し、その機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、本市の男女共同参画都市宣言を踏まえた、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 男女が、性別により差別されることなく、個人として個性と能力を十分に発揮することができる機会、また多様な生き方の選択をすることができる機会が確保されるとともに、個人としての人権が尊重されること。
- (2) 男女が社会の対等な構成員として、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画し、かつ、責任を分かち合うこと。
- (3) 社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。
- (4) 男女が社会の対等な構成員として、本市における政策又は事業者における方針の立案及び決定の場に共同して参画できる機会が十分確保されること。

(目指すべき姿)

第4条 本市、住民等及び事業者は、男女共同参画の推進に当たり、次の事項を男女共同参画社会の目指すべき姿として、その達成に努めるものとする。

- (1) 職場における男女共同参画

- ア 個人の意欲、能力、個性等が合理的かつ適切に評価され、募集、採用、配置、賃金、昇進、解雇等について性別を理由とする差別のない職場環境であること。
- イ 男女が、仕事と家庭その他の活動とを両立させることができる職場環境であること。
- ウ 男女の身体的・精神的諸問題に対応でき、かつ、妊娠・出産期、更年期等の女性の生涯にわたる各段階に応じた適切な健康管理が行われる職場環境であること。
- エ セクシュアル・ハラスメントのない安心して仕事をすることができる職場環境であること。
- オ その他男女共同参画が推進される職場環境であること。
- (2) 学校における男女共同参画
- ア 性別による固定的な役割分担意識に捕らわれず、それぞれの個性や人権を大切にすることが育つ学校であること。
- イ その他男女共同参画が推進される学校であること。
- (3) 地域における男女共同参画
- ア 性別による固定的な役割分担意識に捕らわれた慣習、慣行等の制約が男女の相互理解によって克服され、それぞれの行動や考え方によって尊重されるとともに、男女が共に意思決定の場に参画することができる地域であること。
- イ 男女の人権が尊重され、差別なく平等に諸活動に参加し、その企画や実践にかかわれる地域であること。
- ウ 女性の積極的な参画により、その多様なリーダーシップが発揮できる地域であること。
- エ その他男女共同参画が推進される地域であること。
- (4) 家庭における男女共同参画
- ア 性別による固定的な役割分担意識に捕らわれず、男女が協力し合い、それぞれの個性を尊重し、「その人らしさ」が大切にされる家庭であること。
- イ その他男女共同参画が推進される家庭であること。
- (本市、住民等及び事業者の役割)
- 第5条 本市は、その実施するあらゆる施策について、地域の特性を踏まえ、男女共同参画の視点に立って総合的に策定し、男女共同参画社会の実現に向けて積極的にその役割を果たさなければならない。
- 2 住民等は、男女共同参画について理解を深め、家庭や地域など社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に寄与し、男女共同参画社会の実現に向けて積極的にその役割を果たすよう努めるものとする。
- 3 事業者は、男女共同参画について理解を深め、その事業活動において男女共同参画の推進に寄与し、男女共同参画社会の実現に向けて積極的にその役割を果たすよう努めるものとする。
- (性別による権利侵害の禁止等)
- 第6条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。
- (1) 性別を理由とする差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスなど性別による権利侵害行為
- 2 本市は、前項に掲げる行為及びこれらの行為を助長する行為並びに男女共同参画を阻害する行為の防止について、必要な啓発活動を行うものとする。
- (施策の策定及び実施)
- 第7条 本市は、第5条第1項の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。
- 2 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国及び三重県並びに住民等及び事業者と相互に連携と協力を図るよう努めなければならない。
- 3 住民等及び事業者は、本市が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施に協力するよう努めるものとする。
- (基本計画の策定等)
- 第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、住民等及び事業者の意見を反映するよう努めなければならない。
- 4 市長は、第14条に規定する津市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴いて、基本計画を策定しなければならない。
- 5 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。(情報の収集等)
- 第9条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に推進するため、必要な情報の収集、調査、研究等を行うものとする。
- 2 本市は、住民等及び事業者の男女共同参画の推進に関する施策についての理解を促進するため、必要な情報の提供など啓発活動を行うものとする。
- (相談に対する対応)
- 第10条 本市は、男女共同参画を阻害する問題に関する相談を受けた場合は、関係機関と連携を図り、必要と認めるときは、審議会の意見を聴いて適切に対応するよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第11条 本市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(施策の実施状況等の公表)

第12条 市長は、男女共同参画の推進に関する主要な施策の実施状況等を毎年度公表しなければならない。

(推進体制の整備)

第13条 本市は、関係部局の連携により男女共同参画の推進に関する施策を円滑かつ総合的に推進するため、庁内における推進体制を整備し、及び充実に努めなければならない。

(審議会の設置等)

第14条 男女共同参画の推進に関する施策の円滑かつ効率的な推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 基本計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 男女共同参画の推進に関する事項

3 審議会は、前項の規定による調査審議を行うほか、同項に規定する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第15条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 公募による者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないようにするものとする。

(委員の任期)

第16条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第17条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第18条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第14条第2項に規定する所掌事項のうち特定の事項を調査研究するため、審議会に部会を置くことができる。

5 審議会の庶務は、市民部において処理する。

6 第14条から前項までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成11年法律第78号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差

別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に

についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条

の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日 平成13年1月6日)

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
(以下略)